

## 国立民族学博物館特定教授規程

（令和3年10月12日）  
規程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立民族学博物館特定教授（以下「特定教授」という。）の称号の付与等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 特定教授とは、国立民族学博物館（以下「本館」という。）の名誉教授のうち、科学研究費助成事業等研究助成（以下「科研費等」という。）の交付を代表者として受け、本館において研究活動を実施し、かつ、本館の研究活動の発展に寄与すると認められる者に付与する称号をいう。

（称号の付与）

第3条 特定教授の称号の付与については、別紙様式により申請するものとし、部長会議の議を経て、館長が決定する。

（称号の付与期間）

第4条 特定教授の称号の付与期間は、代表者として交付を受ける科研費等の研究期間の終期までとする。なお、繰越等により研究期間が延長となった場合には、付与期間についてもあわせて延長する。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、特定教授に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月12日から施行する。

## 特定教授称号付与申請書

令和 年 月 日

国立民族学博物館長 殿

名誉教授氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定教授の称号の付与を申請いたします。

1. 科研費等の名称 (科学研究費助成事業の 場合は種目名も記載)	
2. 研究課題名 (科学研究費助成事業の 場合は課題番号も記載)	
3. 研究の概要	
4. 科研費等の研究期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 特定教授の称号付与 申請期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
6. 備考	